

食品産業イノベーション推進事業実施要領

制定 平成30年 3月29日29食産第4859号

農林水産省食料産業局長通知

一部改正 平成31年 3月29日30食産第5330号

第1 目的

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表1の事業の種類の欄のⅠの2の（3）の食品産業イノベーション推進事業（以下「本事業」という。）は、実施要綱及び農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱（平成24年4月20日付け23食産第4051号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

第2 事業実施主体等

1 実施要綱別表1の事業実施主体の欄の8の食料産業局長が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。

（1）民間団体等（農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第3セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費者生活協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、医療法人、社会福祉法人、公社、独立行政法人等をいう。以下同じ。）

（2）法人格を有さない団体であって食料産業局長が特に必要と認めるもの（以下「特認団体」という。）

（3）民間団体等又は特認団体を構成員とする協議会（事業化共同体（コンソーシアム）を含む。）

なお、協議会が事業実施主体となる場合、地方公共団体がその構成員とすることを妨げない。

2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

（1）主たる事務所の定めがあること。

（2）代表者の定めがあること。

（3）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。

（4）各年度ごとに事業計画、収支予算書等が総会等において承認されていること。

3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（実施要綱第5の1の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式1を併せて食料産業局長に提出して、その承認を受けるものとする。

4 1の（3）の協議会は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（1）構成する全ての団体の同意を得た規約書、構成する全ての団体が交わした協定書又は構成する全ての団体間での契約締結書等をあらかじめ作成していること。

（2）代表者の定めがあること。

（3）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程を作成していること。

（4）事業計画、収支予算書等が総会等において承認されていること。

5 第3の1の（1）及び（2）の事業の実施主体（以下「モデル実証事業実施主体」

という。)は、それぞれ次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 革新的技術活用実証事業

- ア 食品製造事業者、民間団体等又は特認団体を構成員とする協議会
- イ 外食・中食事業者、民間団体等又は特認団体を構成員とする協議会

(2) 業種別業務最適化実証事業

- ア 食品製造事業者、民間団体等又は特認団体を構成員とする協議会
- イ 外食・中食事業者、民間団体等又は特認団体を構成員とする協議会

第3 事業の内容等

本事業の内容及び補助対象となる経費については、以下のとおりとする。

1 モデル実証事業

(1) 革新的技術活用実証事業

人手不足の解消や生産コスト低減、経営管理能力向上のためのロボット、AI、IoT技術の導入等による生産効率向上など、革新的であり、かつ、その業種にとって新規性のある技術の活用実証を支援する。

(補助対象経費)

生産性向上機器導入経費、生産性向上機器リース導入経費、設置に係る人件費、エンジニア賃金等

(2) 業種別業務最適化実証事業

専門家の工場診断や改善指導による生産性向上などを通して、業務の最適化や人材育成を図る取組を支援する。

(補助対象経費)

コンサルタント費

(3) 審査委員会及び評価委員会の開催並びにモデル実証事業の運営・管理

ア 審査委員会及び評価委員会の開催

モデル実証事業実施主体の公募に係る審査等を行う審査委員会の開催及び当該事業の評価等を行う評価委員会を開催する。

(補助対象経費)

謝金、旅費、会場借料、資料作成費、通信運搬費及び消耗品費

イ モデル実証事業の運営・管理

モデル実証事業実施主体を選定するための公募、採択、補助金の交付、事業の進捗管理等を行う。

(補助対象経費)

人件費、資料作成費、通信運搬費、消耗品費等

2 先進・優良事例の調査

ロボット、AI、IoT等の新たな技術を活用して生産性向上を図る取組、原材料・資材等の共同調達・輸送・保管等により生産性向上を図る取組などの先進・優良事例調査等を行う。

(補助対象経費)

調査員手当、調査員旅費、謝金、報告書作成費、発送費、通信運搬費、消耗品費等

3 研修会等の開催

1による実証結果及び2による先進・優良事例の調査結果等を活用し、食品事業者の生産性向上に対する意識改革を目的とした研修会等の開催や業界内で普及する取組を行う。

(補助対象経費)

講師謝金、講師旅費、会場借料、会場設営費、資料作成費、通信運搬費、消耗品費、賃金等

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成30年度から平成32年度までとする。

第5 採択基準等

実施要綱第4の食料産業局長が別に定める採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- (2) 事業実施計画において、事業の成果目標が明記されており、かつ、適切な効果検証が行われることが見込まれるものであること。
- (3) 事業実施主体が、事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (4) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。
- (5) 同一の提案内容で、本事業以外の農林水産省又は他の省庁の補助金の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。

第6 事業の成果目標

- 1 第3の事業について、事業実施主体は、費用対効果をはじめとした効果検証ができる成果目標を設定することとする。
- 2 目標年度を事業開始年度を含む4年後とし、食品製造業の労働生産性向上に貢献していることを検証できる成果目標とすることとする。

第7 事業実施手続

- 1 事業実施主体は、実施要綱第5の1の規定に基づき、別記様式2により事業実施計画を作成し、食料産業局長に提出して、その承認を受けるものとする。

ただし、実施要綱第5の2の規定に基づく事業実施計画の変更（2の重要な変更に限る。）又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第8の変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

- 2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の食料産業局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2) 事業目的の変更
- (3) 交付要綱別表1のIの2の(3)の食品産業イノベーション推進事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更
- (4) 3により委託する事業の新設又は内容の変更

- 3 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を事業実施計画（別記様式2）の別添の「第1 総括表」の「事業の委託」の欄に記載することにより食料産業局長の承認を得るものとする。

- ただし、委託して行わせる範囲は、事業費の2分の1を超えてはならない。
- (1) 委託先が決定している場合は、委託先名
 - (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

第8 事業の実施

第3の事業については、以下のとおり実施するものとする。

1 モデル実証事業の実施

(1) モデル実証事業実施規程の作成

事業実施主体は、第3の1の(1)及び(2)の事業の実施に当たり、補助金の交付の手續等についてモデル実証事業実施規程（以下「実施規程」という。）を作成し、別記様式3により食料産業局長に提出し、その承認を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

なお、実施規程については、第3の1の(1)及び(2)の事業について、それぞれ作成することとする。

(2) 実施規程は以下の事項を記載するものとする。

- ア 交付対象要件の定義並びに補助対象経費及び補助金の額
- イ 交付申請及び実績報告
- ウ 交付の決定及び補助金の額の確定等
- エ 申請の取下げ
- オ 事業計画の（変更）承認等
- カ 補助金の支払い
- キ 交付決定の取消し等
- ク 補助金の経理及び事業実施主体による調査
- ケ 個人情報保護等に係る対応
- コ その他必要な事項

(3) モデル実証事業の公募、審査及び採択

事業実施主体は、第3の1の(1)及び(2)の事業の実施に当たり、食品製造業、外食・中食・小売業、情報通信技術、食品機械製造業、コンサルタント、食品製造業関係団体等から構成される審査委員会を設置し、モデル実証事業実施主体を公募により採択するものとする。

なお、審査委員会の審査は、モデル実証事業実施主体を公募するごとに、実施するものとする。

事業実施主体は、審査委員会の審査の結果、適切と判断された事業計画について、食料産業局長に提出し、その承認を受けるものとする。

(4) モデル実証事業実施に関する事項

ア 事業計画の作成及び承認手続き

事業実施主体は、第3の1の事業の実施に当たり、事業計画をモデル実証事業実施主体に作成させ、提出させるものとし、これらを取りまとめ、別記様式4により食料産業局長に報告するものとする。

ただし、(3)の事業の公募において提出された事業計画から変更がないものについては、食料産業局長の承認を受けたものとみなし、提出の必要はない。

イ 交付決定及び額の確定

事業実施主体は、事業計画の承認後、モデル実証事業実施主体に交付申請書を提出させ、交付決定を行う。また、事業完了後に確定検査を行い、額を確定

し、確定額に基づき支払いを行う。

ウ モデル実証事業の進捗管理、助言等

事業実施主体は、実施規程に基づき、モデル実証事業実施主体に対し、必要な報告をさせるとともに、事業の進捗状況を管理し、必要に応じて助言や指導を行うこととする。

エ モデル実証事業の実施状況報告

事業実施主体は、モデル実証事業について、事業終了後速やかに、モデル実証事業実施主体に実施状況報告書及び実施結果報告書を作成させ、提出させるものとする。

(5) モデル実証事業の評価

事業実施主体は、食品製造業、外食・中食・小売業、情報通信技術、食品機械製造業、コンサルタント、食品製造業関係団体等から構成される評価委員会を設置し、(4)のエの実施状況報告等をもとに、モデル実証事業について、次に掲げる観点から評価を行うものとする。

ア 生産性向上にどの程度の効果があったか（労働生産性の伸び率、付加価値の向上、コストの削減、実用化及び普及の可能性等）

イ 実証に要したコストや期間は適切か

ウ 実証に当たっての実施体制は適切か

2 先進・優良事例の調査及び研修会等の開催

事業実施主体は、第3の2及び3の実施に当たっては、1の(3)の審査委員会及び(5)の評価委員会における議論を踏まえ、先進・優良事例の調査の対象や取りまとめ方針等及び研修会等の内容や開催時期等について検討し、実施するものとする。

第9 事業実施状況等の報告及び指導

1 事業実施状況の報告

(1) 事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに、別記様式2の事業実施計画に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、食料産業局長に提出するものとする。ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

なお、食料産業局長は、必要に応じ、事業実施年度の途中、事業実施主体に事業実施状況の報告を求めることができるものとする。

(2) 事業実施主体が(1)の報告書を食料産業局長に提出する際には、第8の1の(4)のエに基づいてモデル実証事業実施主体に提出させるモデル実証事業の実施状況報告をとりまとめ、同(5)のモデル実証事業の評価を添えて提出するものとする。

2 成果の報告等

事業実施主体は、第3の1の事業については、事業終了後の翌年度から3年間、第3の2及び3については、事業終了後の翌年度、別記様式5により事業成果状況について、報告に係る年度の翌年度の6月末日までに食料産業局長に報告するとともに、次の全ての事項を行うものとする。

(1) 事業成果について、新聞、図書、雑誌論文、インターネット等で公表するものとする。

- (2) 食料産業局長が事業の成果を普及しようとするときは、資料を提供する等の協力をするものとする。
- (3) 第3の1の(1)及び(2)で実施したモデル実証事業について、研修会の開催等により広く普及を図るものとする。

3 指導

- (1) 食料産業局長は、1の報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が立ち遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対し改善の指導を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 食料産業局長は、2の報告により事業成果を確認し、事業実施計画に掲げた事業目標が達成されていないと認められる場合には、事業実施主体に対し必要な指導を行うものとする。
- (3) 食料産業局長は、(1)及び(2)のほか、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

第10 補助金遂行状況の報告

交付要綱第12の規定に基づく別記様式第5号の補助金遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において補助金遂行状況報告書を作成し、翌月末までに正副2部を農林水産大臣に提出するものとする。ただし、交付要綱第11の規定に基づき概算払を受けようとする場合は、交付要綱別記様式第6号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

第11 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合には、その特許権等はモデル実証事業実施主体に帰属するが、特許権等の帰属に関し、次の条件を遵守するものとする。

- (1) 本事業において得た成果物に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく、当該出願又は取得の状況について、別記様式6により報告書を作成し、事業実施主体を経由して食料産業局長に報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- (4) 本事業期間中及び本事業終了後5年間に於いて、事業実施主体、本事業の一部を受託する団体及びモデル実証事業実施主体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に食料産業局長と協議して承諾を得ること。

第12 守秘義務

- 1 事業実施主体は、本事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、本事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。
なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。
- 2 事業実施主体は、モデル実証事業実施主体にも本条の定めを遵守させなければならない。事業実施主体又はモデル実証事業実施主体の役員又は従業員による情報漏えい行為も事業実施主体による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は本事業の完了後（廃止の承認を受けた場合も含む。）も有効とする。
- 4 審査委員及び評価委員についても、上記1～3の規定を準用する。

第13 財産の管理等及び財産処分制限

- 1 モデル実証事業実施主体は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 交付要綱第17における規定は、事業実施主体のほかモデル実証事業実施主体にも適用する。

第14 留意事項

- 1 事業実施主体は、関係省庁、関連事業者・団体等との必要な調整・連携を図るとともに、生産者・消費者等からの提案など現場発の発想を踏まえ、事業効果をより高めるために多様な事業体や事業体が所有する技術やサービスと結合した戦略的な取組となるよう努めるものとする。
- 2 モデル実証事業実施主体は、モデル実証事業の実施に当たり、第3の3で実施する研修会等に参加するなど、協力に努めるものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

別記様式 1 (第 2 の 3 関係)

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

特 認 団 体 承 認 申 請 書

- 1 事 業 名
- 2 団体の名称
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 代表者の役職名及び氏名
- 5 設立年月日
- 6 事業年度 (月 ~ 月)
- 7 構成員

名称	所在地	代表者 氏名	大企業・中 小企業の別	従業員 数	資本金	年間 販売額	主要事業	備考

(注) 生産者団体等については、これに準じた様式とすること。

- 8 設立目的
- 9 事業実施計画の内容
- 10 特記すべき事項

11 添付書類

- (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程（又はこれに準ずるもの）及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
- (2) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）
- (3) その他参考資料

別記様式2(第7の1及び3関係)

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

平成 年度食品産業イノベーション推進事業実施計画の承認（変更、中止、廃止の承認）申請について

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知）第5の1（注1）の規定に基づき、関係書類（注2）を添えて、承認（変更、中止、廃止の承認）を申請する。

（変更理由）

○○○○○○○○○○○○○○（注3）

（中止、廃止の理由）

○○○○○○○○○○○○○○（注4）

（注1）変更、中止、廃止の承認申請の場合は、「第5の2」とする。

（注2）関係書類として別添を添付すること。

（注3）変更承認申請の場合には、事業の変更の理由を記載し、承認通知があった事業実施計画の事業の内容等と容易に比較対照できるよう、事業実施計画の変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては省略する。

（注4）中止又は廃止の場合には、事業の中止又は廃止の理由を記載すること。

（注5）事業実施結果報告書として本様式を使用する場合には、件名を「平成 年度食品産業イノベーション推進事業実施結果の報告について」とし、別添には実績を記載すること。

(別添)

第1 総括表

事業種類	事業細目	事業費	負担区分		事業の委託	備考
			国庫補助 金	事業実施主 体		
		円	円	円	(1)委託先 (2)委託する事業の内容及びそれに要する経費	
合 計						

(注) 1 事業種類は、交付要綱別表1の区分により記入すること。

2 事業細目は、交付要綱別表1の食品産業イノベーション推進事業の項の経費の欄により記入すること。

第2 事業の目的及び内容

① 事業の目的

② 実施戦略

③ 連携体制図

④ 事業の内容

事業項目	実施場所	実施時期	参加人数	備考

⑤ 期待される成果

(注) ①の「事業の目的」を達成するための具体的な定量目標を設定し記載すること。

(例：労働生産性を○%向上、付加価値を○%向上、コストを○%削減、従業員数を○%削減 等)

(具体的な定量目標の記載例)

本事業を実施する前後で、モデル実証事業実施主体の労働生産性の伸び率が3.0%となることにより事業成果とします。

※ 労働生産性の伸び率の算定には以下の算定式を用いる。

$$\frac{\text{事業実施後の当該年度の付加価値額}}{\text{事業実施後の当該年度の従業者数}} = A$$

事業実施後の当該年度の従業者数

$$\frac{\text{事業実施の前年度の付加価値額}}{\text{事業実施の前年度の従業者数}} = B$$

事業実施の前年度の従業者数

$$(A/B - 1) \times 100$$

= 食品産業イノベーション推進事業実施前後のモデル実証事業実施主体における労働生産性の伸び率

別記様式3(第8の1の(1)関係)

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所 在 地
事業実施主体名
代表者の役職及び氏名 印

平成 年度食品産業イノベーション推進事業のモデル実証事業実施規
程の承認（変更の承認）申請について

食品産業イノベーション推進事業実施要領（平成30年3月29日付け29食産
第4859号農林水産省食料産業局長通知）第8の1の（1）の規定に基づき、
モデル実証事業実施規程の承認（変更の承認）を申請する。

（注）関係書類として、モデル実証事業実施規程を添付すること。

別記様式4(第8の1の(4)のア関係)

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所 在 地
団 体 名

代表者の役職及び氏名

印

平成 年度食品産業イノベーション推進事業のモデル実証事業計画の
報告について

食品産業イノベーション推進事業実施要領（平成30年3月29日付け29食産
第4859号農林水産省食料産業局長通知）第8の1の(4)のアの規定に基づ
き、別添のとおり報告する。

(注) 関係書類として別添を添付すること。

(別添)

モデル実証事業の概要

モデル実証事業実施主体名	計画の種類	モデル実証の事業計画の概要

注：モデル実証事業実施主体から事業実施主体に提出があった革新的技術活用実証事業計画及び業種別業務最適化実証事業計画を添付すること

注：「計画の種類」欄には、食品産業イノベーション推進事業実施要領（平成30年3月29日付け29食産第4859号農林水産省食料産業局長通知）第3の1の規定の革新的技術活用実証事業計画又は業種別業務最適化実証事業計画のいずれかを記載。

別記様式 5（第 9 の 2 関係）

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

平成 年度食品産業イノベーション推進事業に係る事業成果状況報告書

平成 年度に実施した事業に係る事業成果状況について、食品産業イノベーション推進事業実施要領（平成30年 3 月29日付け29食産第4859号農林水産省食料産業局長通知）第 9 の 2 に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業実施主体名：
所在地：
担当者名及び役職：
電話番号：
メールアドレス：
- 2 計画の種類
- 3 事業計画に定めた成果目標及びその達成状況
- 4 評価 A（目標を上回る進捗）、B（目標値どおりの進捗）、C（目標値を下回る進捗）
- 5 所見（より効果を高めるための改善点等）

注：関係書類として、事業実施概要の分かる資料等を添付すること。

注：「計画の種類」欄には、革新的技術活用実証事業又は業種別業務最適化実証事業のいずれかを記載すること。

別記様式 6 (第11の(1)関係)

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿
(事業実施主体) 経由)

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

平成 年度食品産業イノベーション推進事業特許権等に関する出願・取得状況報告書 (〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇)

下記のとおり本事業の成果に係る特許権等を出願(取得)したので、食品産業イノベーション推進事業実施要領(平成30年3月29日付け29食産第4859号農林水産省食料産業局長通知)第11の(1)の規定に基づき、出願・取得状況報告書を提出します。

記

(特許権、商標権、実用新案権、意匠権等)

内容	
種類・番号	
出願年月日	
取得年月日	
出願人	
発明者	

(著作権)

著作物の種類	
著作物の題号	
著作物の氏名(名称)	
著作物の内容	

※ 注 〇〇〇〇〇〇〇には、次のうち該当する事業名を記入すること。

- ・革新的技術活用実証事業
- ・業種別業務最適化実証事業